

八王子市は、市内の建築物の耐震化に取り組んでいます。

そこで、平成25年度から、市内の分譲マンションの管理組合が実施する耐震化に係る耐震診断、補強設計、耐震改修等に要する費用の一部を補助する制度を創設しました。

このことにより、分譲マンションの耐震化を促進し、地震での倒壊による周辺地域への影響を最小限に抑え、市民の生命と財産を守り、災害に強いまちづくりを推進していきます。



補助制度の対象者

次の要件をすべて満たしていますか

- ☐ 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例第15条の規定による管理状況の届出を行っている
- ☐ 耐震化を図るために補助対象事業を行うことについて集会（総会）の議案として取りまとめ、区分所有法で定める区分所有者の数以上の者の同意を得て決議してある。
- ☐ 管理組合及びその代表者（世帯員全員及び共有の場合は共有者全員）の市税等の納付状況が、既に納期の経過した市税等を完納しているか、市税等が非課税である。
- ☐ 八王子市暴力団排除条例第2条に規定するものではない。

補助の対象分譲マンション

次の要件をすべて満たしていますか

- ☐ 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条に基づく確認を受けている。
- ☐ 耐火建築物又は準耐火建築物である。
- ☐ 地階を除く階数が、原則として3階以上のものである。ただし、店舗等の用途も兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む。
- ☐ 建築基準法及びその他関係法令に違反していない。
- ☐ 耐震改修等を実施する事業においては、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。

※建替え工事の場合、建替え後のマンションは、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。また、原則として省エネ基準に適合すること。

※緊急輸送道路の沿道建築物は除く。

※ 助成を利用するには、工事等の契約前に申請を行う必要があります。

各補助金内容

耐震診断助成

補助金の額

A・Bのうち低い方の額に※2の加算額を加えた額の2/3の額

A 実際に耐震診断に要する費用

B 補助対象基準額（延べ床面積×補助基準単価※1）

※1 補助基準単価

1,000㎡以内の部分	3,670 円/㎡
1,000㎡を超え 2,000㎡以内の部分	1,570 円/㎡
2,000㎡を超える部分	1,050 円/㎡

※2 加算 設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。

補強設計助成

補助金の額

A・Bのうち低い方の2/3の額

A 実際に補強設計に要する費用

B 補助対象基準額（延べ床面積×補助基準単価※2）

※2 補助基準単価
一律 2,000 円/㎡

耐震改修等助成

●耐震改修の場合

補助金の額

A・Bのうち低い方の1/3（延床面積が1,000㎡未満の場合は23%）の額

A 実際に耐震改修に要する費用

B 補助対象基準額（延べ床面積×補助基準単価※3）

※3 補助基準単価

延床面積が 1,000㎡未満の場合	34,100 円/㎡
延床面積が 1,000㎡以上ある場合	50,200 円/㎡ （I s 値 0.3 未満相当の場合は 55,200 円/㎡）
特殊工法（免震工法等）とする場合	83,800 円/㎡

●建替えの場合

耐震改修に要する補助金相当額

●除却を行う場合

耐震改修に要する費用相当分以内かつ除却に要する費用以内とする。ただし、地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたマンションに限る。

※耐震改修又は建替えの場合は工事費とは別に工事監理費も補助の対象となります。工事監理費の補助の算定方法は「補強設計助成」と同様の考え方です。

無料でアドバイザーを派遣します！

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建設された分譲マンションの耐震化を検討されている管理組合等へ、耐震化に関する相談や助言をする分譲マンション耐震化促進アドバイザーを無料で派遣します。

【この資料に関するお問い合わせ先】

八王子市役所 まちなみ整備部 住宅政策課
〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 ☎042-620-7260（直通）FAX042-626-3616